

福岡県医発第1249号(地)

平成20年 9月 5日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

福岡県公費負担医療費支給制度の一部改正に伴う福岡市医療費
助成制度の取扱いについて (通知)

福岡県公費負担医療費支給制度の一部改正につきましては、平成20年8月12日付福岡県医発第1103号(地)にて既にご連絡申し上げておりますが、福岡市においては、平成20年10月1日の改正をせず、下記のとおり現行の医療費助成制度にて取扱う旨、福岡市より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

記

1. 県制度の改正に伴う福岡市医療費助成制度の取扱いについて

- 1) 10月1日の県制度改正以降も、現行の医療費助成制度を実施。
- 2) 改正時期及び改正内容については、現在検討中。

※改正時期及び内容が決定次第、福岡市より通知がある予定ですので、改めてご連絡いたします。

2. 福岡市現行制度について

制度の種類	医療証の色	助成範囲
乳幼児医療	桃色	初診料・往診料を含む保険診療の 患者負担相当額
重度心身障がい者医療	後期高齢者：紫 一般：水色	初診料・往診料を含む保険診療の 患者負担相当額
母子家庭等医療	黄色	初診料・往診料を除く保険診療の 患者負担相当額

なお、診療報酬明細書につきましては、県制度が患者負担定額制に移行し、負担額等の表示が点数(点)から金額(円)に変わることに伴い、福岡市様式についても金額表示とすることが検討されております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



(公印省略)
保 年 第 657 号
平成 20 年 8 月 28 日

社団法人 福岡県医師会
会 長 横 倉 義 武 様

福 岡 市 長 吉 田 宏
(保健福祉局保健医療部保険年金課)

福岡県公費医療費支給制度の一部改正に伴う本市医療費助成制度の取扱いについて（通知）

平素より本市医療費助成制度の運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 10 月 1 日より福岡県公費医療費支給制度（乳幼児、重度障害者及び母子家庭等医療）が一部改正されることに伴い、多数の県下市町村が同時期に同様の改正を行うことを決定しているところですが、本市の医療費助成制度につきましては、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

今後とも本市医療費助成制度の円滑な実施にご協力いただきますよう併せてお願い申し上げます。

1 県制度の改正に伴う本市医療費助成制度の取扱いについて

(1) 改正時期について

本市制度の改正時期につきましては、現在検討中ですので、平成 20 年 10 月 1 日の改正はありません。

(2) 改正内容について

本市制度内容につきましても、現在検討しております。

※改正時期・内容ともに決定次第通知いたします。

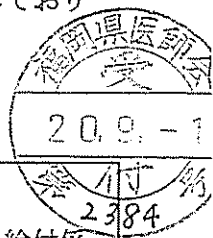
従って、当分の間は、現行の医療費助成制度を実施いたしますので、誤りのないようご注意下さい。

2 本市現行制度について

制度の種類	医療証の色	助 成 範 囲
乳 幼 児 医 療	桃色	初診料・往診料を含む保険診療の患者負担相当額
重度心身障がい者医療	後期高齢者：紫色 一般：水色	初診料・往診料を含む保険診療の患者負担相当額
母 子 家 庭 等 医 療	黄色	初診料・往診料を除く保険診療の患者負担相当額

なお、診療報酬明細書につきましては、県制度が患者負担定額制に移行し、負担額等の表示が点数（点）から金額（円）に変わることに伴い、本市様式についても金額表示とすることを検討しております。

※詳細については別途通知いたします。



問い合わせ先

福岡市 保健福祉局 保健医療部 保険年金課 給付係
重度心身障がい者医療担当：山田
乳幼児、母子家庭等医療担当：縣（カガリ）
TEL：711-4235 FAX：733-5441